食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について(案)

1 改正の趣旨

動物用医薬品専門調査会は動物用医薬品の食品健康影響評価を行っているが、ポジティブリスト制度の導入に伴い評価要請案件が増加しており、今後行うことが必要となる評価件数を勘案すると、現行の審議体制では対応が困難になることが見込まれる。

このため、動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途を有する物質等の審議において動物用医薬品専門調査会と連携を図っている肥料・飼料等専門調査会において、動物用医薬品のうち、抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質(以下「対象外物質」という)の審議を行うこととすることにより、審議の迅速化を図ることとする。ついては、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の所掌に係る条項について、所要の改正を行い、別紙のとおり決定する。

2 改正の概要

- (1) 動物用医薬品専門調査会の所掌を、「動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。」から、「動物用医薬品(抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質を除く)の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。」に改正する。
- (2) 肥料・飼料等専門調査会の所掌を、「肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。」から、「肥料・飼料等及び動物用医薬品(抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る)の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。」に改正する。

3 施行期日

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

最終改正 平成21年10月1日食品安全委員会決定

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

- 第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を 置く。
 - 一 企画専門調査会
 - 二 リスクコミュニケーション専門調査会
 - 三 緊急時対応専門調査会
- 2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が 指名する。
- 3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選 任する。
- 4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長 があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

- 第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。
- 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について調査審議する。
- 3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等 に関する事項について調査審議する。
- 4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

- 第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した専門委員の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果

(専門調査会の会議)

- 第5条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。) は、 専門調査会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員は、専門調査会に出席することができる。
- 3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者 に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、 座長が専門調査会に諮って定める。

附則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この規程は、委員会決定の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項に
	ついて調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項につ
	いて調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品 (抗菌性物質、飼料添加物と
	共通の物質及び食品衛生法(昭和22年法
	律第233号)第11条第3項に規定する
	人の健康を損なうおそれのないことが明ら
	かである物質(以下「対象外物質」という)
	<u>を除く)</u> の食品健康影響評価に関する事項
	について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関す
	る事項について調査審議すること。
化学物質・汚染物質専門調査会	化学物質(他の専門調査会の所掌に属する
	ものを除く)及び汚染物質の食品健康影響
	評価に関する事項について調査審議するこ
	と。
微生物・ウイルス専門調査会	と。 微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響
微生物・ウイルス専門調査会	
微生物・ウイルス専門調査会	微生物(ウイルスを含む)の食品健康影響
微生物・ウイルス専門調査会 プリオン専門調査会	微生物(ウイルスを含む)の食品健康影響 評価に関する事項について調査審議するこ
	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響 評価に関する事項について調査審議すること。
	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響 評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項
プリオン専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関
プリオン専門調査会かび毒・自然毒等専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会かび毒・自然毒等専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に
プリオン専門調査会かび毒・自然毒等専門調査会遺伝子組換え食品等専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会かび毒・自然毒等専門調査会遺伝子組換え食品等専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 新開発食品の食品健康影響評価に関する事
プリオン専門調査会 かび毒・自然毒等専門調査会 遺伝子組換え食品等専門調査会 新開発食品専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会 かび毒・自然毒等専門調査会 遺伝子組換え食品等専門調査会 新開発食品専門調査会	微生物 (ウイルスを含む) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。 肥料・飼料等及び動物用医薬品(抗菌性物

〇 食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案			現 行		
別表					
(略)	(略)		(略)		
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品 <u>(抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質(以下「対象外物質」という)を除く)</u> の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。		動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	
(略)			(略)	(略)	
肥料·飼料等 専門調査会	肥料・飼料等 <u>及び動物用医薬品(抗菌性物質、飼料</u> 添加物と共通の物質及び対象外物質に限る)の食品 健康影響評価に関する事項について調査審議するこ と。		肥料 · 飼料等 専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	